

2006年5月19日
株式会社日立製作所
執行役社長 古川 一夫
(コード番号：6501)
(上場取引所：東・大・名・福・札)

定款の一部変更に関するお知らせ

株式会社日立製作所は、定款の一部変更について第137回定時株主総会に下記のとおり付議する旨、2006年4月27日にお知らせいたしました。別紙のとおり定款変更案の字句を修正することとしましたのでお知らせいたします。なお、内容について実質的な変更はありません。

記

1. 定時株主総会開催予定日 2006年6月27日
2. 定款の一部変更の趣旨及び目的
 - (1) 会社法において新設された制度の一部を採用するため
 - (2) 会社法施行による定款規定の削除、表現の変更、字句の修正、条文の移設、条数の整理等、全般にわたる所要の修正を行うため
3. 変更の内容
主な変更の内容は以下のとおりです。詳細は別紙をご参照ください。
 - (1) 単元未満株主の権利制限 (変更案第9条)
 - (2) 株主総会参考書類等のホームページ掲載による開示 (変更案第14条)
 - (3) やむを得ない場合に取締役全員の書面による賛成によって取締役会の決議があったものとみなす制度の新設 (変更案第22条)
 - (4) 事業年度に合わせた執行役の任期の新設 (変更案第27条)

以 上

別紙

現行定款規定及び定款変更案対照表（下線を付した部分は変更箇所を示します。）

| 現行定款規定 | 定款変更案 |
|--|--|
| <p>第3条（<u>委員会等設置会社の定め</u>）当社は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下「<u>商法特例法</u>」という。）第2章第4節に規定する特例の適用を受けるものとする。</p> | <p>第3条（<u>委員会設置会社</u>）当会社に、取締役会、委員会及び会計監査人並びに執行役を置く。</p> |
| <p>第5条（<u>公告の方法</u>）当社の公告は、電子公告により行う。但し、<u>電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは</u>、日本経済新聞に掲載して行う。</p> | <p>第5条（<u>公告方法</u>）当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、<u>事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は</u>、日本経済新聞に掲載して行う。</p> |
| <p>第6条（<u>会社の発行する株式の総数</u>）当社の発行する株式の総数は、100億株とする。但し、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減じる。</p> | <p>第6条（<u>発行可能株式総数</u>）当社の発行可能株式総数は、100億株とする。</p> |
| <p>（新設）</p> | <p>第7条（<u>株券の発行</u>）当社は、株式に係る株券を発行する。</p> |
| <p>第7条（<u>自己株式の買受け</u>）当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議を以て自己株式を買い受けることができる。</p> | <p>（削除）</p> |
| <p>第8条（<u>1単元の株式の数等</u>）当社は、1,000株を以て株式の1単元とする。 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式にかかる株券を</u>発行しない。</p> <p>当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その所有する単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すことを当社に対し請求することができる。</p> | <p>第8条（<u>単元株式数等</u>）当社の単元株式数は、1,000株とする。当社は、<u>単元未満株式に係る株券を</u>発行しない。</p> <p>第9条（<u>単元未満株式についての権利</u>）当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2 株主割当てによる募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 3 本定款に定める権利 <p>当社の単元未満株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に対し請求することができる。</p> |
| <p>第9条（<u>名義書換代理人</u>）当社は、<u>株式につき名義書換代理人を</u>置く。 当社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置く。</u> 第1項の名義書換代理人は、<u>名義書換その他株式に関する事務を代行するものとする。</u> 前各項の規定は、社債に準用する。</p> | <p>第10条（<u>株主名簿管理人</u>）当社は、<u>株主名簿管理人を</u>置く。</p> |
| <p>第10条（<u>株式取扱規則</u>）当社の<u>株券の種類並びに株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株主からの届出、株券の再発行及び電磁的方法による議決権その他の株主の権利の行使等に関する取扱</u>その他株式に関する取扱については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会に委任された執行役が定める株式取扱規則による。</p> | <p>第11条（<u>株式等取扱規則</u>）当社の株主の権利の行使等に関する<u>取扱い</u>その他株式及び新株予約権に関する取扱い並びにその手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会に委任された執行役が定める株式等取扱規則による。</p> |

| 現行定款規定 | 定款変更案 |
|--|--|
| <p>第11条（在外株主等の仮住所又は代理人）外国に居住する株主、質権者又はその法定代理人は、日本国内に仮住所又は代理人を定め、これを株式取扱規則に従い届け出ておかなければならない。その変更のあったときも亦同様とする。</p> | <p>(削除)</p> |
| <p>第12条（基準日）当社は、毎決算期現在の株主を以て、その期の定時株主総会で株主の権利を行使すべき株主とみなす。 前項のほか、その必要を認めるときは、取締役会の決議を以て、予め公告して一定の日時現在の株主又は質権者を以て、その権利を行使すべき株主又は質権者とみなすことができる。</p> | <p>(削除)</p> |
| <p>第13条（招集）定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヵ月以内に、臨時株主総会は、臨時必要あるときに、取締役会の決議に基づき、東京都各区内において、執行役社長がこれを招集する。執行役社長に事故あるときは、取締役会で予め定めた順序により他の執行役がこれに当る。</p> | <p>(削除)</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>第12条（定時株主総会の基準日）当社は、毎事業年度の末日現在の株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> |
| <p>第14条（議長）株主総会の議長は、執行役社長がこれに当る。執行役社長に事故あるときは、取締役会で予め定めた順序により他の者がこれに当る。</p> | <p>第13条（議長）株主総会の議長は、執行役社長がこれに当たる。執行役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の者がこれに当たる。</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示）当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類（当該連結計算書類に係る監査報告及び会計監査報告を含む。）及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネット上のホームページに掲載することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> |
| <p>第15条（議決権の代理行使）株主又はその法定代理人は、代理人を以て議決権を行使することができる。但し、代理人は、当会社の議決権を行使することができる株主でなければならない。 前項の場合には、代理権を証する書面を予め当会社に提出しなければならない。</p> | <p>第15条（議決権の代理行使）株主は、代理人1名を定めて議決権を行使することができる。ただし、代理人は、当会社の議決権を行使することができる株主でなければならない。 前項の場合には、代理権を証明する書面をあらかじめ当会社に提出しなければならない。</p> |
| <p>第16条（決議方法）株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数でこれを行う。 商法第343条に定める株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上の議決権を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当る多数を以てこれを行う。</p> | <p>第16条（決議方法）株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> |
| <p>第17条（議事録）株主総会の議事については、議事録を作り、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び執行役が記名捺印又は電子署名をして当会社に保存する。</p> | <p>(削除)</p> |
| <p>第18条 (条文省略)</p> | <p>第17条 (条文省略)</p> |

| 現 行 定 款 規 定 | 定 款 変 更 案 |
|--|--|
| <p>第19条（選任）取締役の選任の決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上の議決権を有する株主が総会に出席することを要する。</u></p> <p>前項の決議は、累積投票によらないものとする。</p> | <p>第18条（選任）取締役の選任の決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が総会に出席することを要する。</u></p> <p>前項の決議は、累積投票によらないものとする。</p> |
| <p>第20条（任期）取締役の任期は、<u>就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に終了する。</u>但し、他の取締役在任中新たに就任した取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間とする。</p> | <p>第19条（任期）取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>ただし、他の取締役在任中新たに就任した取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間とする。</p> |
| <p>第21条（取締役会の招集権者及び議長）<u>取締役会の決議を以て、取締役会を招集し議長となる取締役1名を定める。</u></p> | <p>第20条（取締役会の招集権者及び議長）<u>取締役会の決議によって、取締役会を招集し議長となる取締役1名を定める。</u></p> |
| <p>第22条（取締役会の招集）<u>取締役会の招集通知は、各取締役に對し会日より1週間前に発するものとする。</u>但し、緊急のときは、これを短縮し<u>3日前に発することができる。</u></p> | <p>第21条（取締役会の招集）<u>取締役会の招集通知は、取締役会の日の1週間前までに各取締役に對して発するものとする。</u>ただし、緊急の場合には、これを短縮し<u>前日までに発することができる。</u></p> |
| <p style="text-align: center;">（新 設）</p> | <p>第22条（<u>取締役会の決議の省略</u>）<u>取締役会の決議の目的事項の提案について、決議に参加することのできる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> |
| <p>第23条（取締役の責任免除）当社は、<u>取締役会の決議を以て、商法特例法第21条の17第1項の規定による取締役の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。</u></p> <p>当社は、<u>社外取締役との間で、その取締役の商法特例法第21条の17第1項の規定による責任につき、同条第5項が準用する商法第266条第19項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</u></p> | <p>第23条（<u>取締役の責任免除</u>）当社は、<u>取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。</u></p> <p>当社は、<u>社外取締役との間で、その取締役の会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</u></p> |
| <p>第25条（委員会）<u>当会社に、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を置く。</u></p> | <p style="text-align: center;">（削 除）</p> |
| <p>第26条 （条文省略）</p> | <p>第25条 （条文省略）</p> |
| <p>第27条（員数）<u>取締役会の決議を以て、当会社に執行役40名以内を置く。</u></p> | <p>第26条（員数）<u>取締役会の決議によって、当会社に執行役40名以内を置く。</u></p> |
| <p>第28条（任期）<u>執行役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結した後最初に開催される取締役会の終結の時に終了する。</u>但し、他の執行役在任中新たに就任した執行役の任期は、他の現任執行役の残任期間とする。</p> | <p>第27条（任期）<u>執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の末日までとする。</u></p> |
| <p>第29条（執行役社長）<u>取締役会の決議を以て、執行役社長1名を定める。</u>但し、<u>執行役社長は代表執行役でなければならない。</u></p> | <p>第28条（<u>執行役社長</u>）<u>取締役会の決議によって、執行役社長1名を定める。</u>ただし、<u>執行役社長は代表執行役でなければならない。</u></p> |
| <p>第30条（<u>執行役の責任免除</u>）当社は、<u>取締役会の決議を以て、商法特例法第21条の17第1項の規定による執行役の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。</u></p> | <p>第29条（<u>執行役の責任免除</u>）当社は、<u>取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の執行役（執行役であった者を含む。）の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。</u></p> |
| <p>第31条（<u>相談役</u>）<u>取締役会の決議を以て、当会社に相談役を置くことができる。</u></p> | <p>第30条（<u>相談役</u>）<u>取締役会の決議によって、当会社に相談役を置くことができる。</u></p> |
| <p>第32条（<u>決算期</u>）<u>当会社の決算期は、毎年3月末日とする。</u></p> | <p>第31条（<u>事業年度</u>）<u>当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。</u></p> |

| 現 行 定 款 規 定 | 定 款 変 更 案 |
|--|--|
| (新 設) | 第32条(剰余金の配当及び自己の株式の取得)当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議にはよらず、取締役会の決議によって定めることができる。 |
| 第33条(利益配当)利益配当金は、毎決算期現在の株主又は登録質権者に対し支払う。 前項の配当金が、その支払開始の日から満3年以内に受領されないときは、当社は、 <u>支払の義務を免れるものとする。</u> | 第33条(剰余金の配当の基準日等)当社は、毎年3月末日又は9月末日現在の株主又は登録株式質権者に対し剰余金の配当を行う。 前項に定める場合のほか、基準日を定め、剰余金の配当をすることができる。 |
| 第34条(中間配当)当社は、毎年9月末日現在の株主又は登録質権者に対し、取締役会の決議により、商法第293条ノ5に定める金銭の分配をすることができる。 前条第2項の規定は、前項の金銭の分配に準用する。 | 剰余金の配当が、その支払開始の日から満3年以内に受領されないときは、当社は、 <u>支払いの義務を免れるものとする。</u> |
| <p style="text-align: center;">附 則</p> 第1条(取締役の責任免除に関する経過措置)当社は、取締役会の決議を以て、平成15年3月決算期に関する定時株主総会終結前の商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。 | <p style="text-align: center;">附 則</p> 第1条(取締役の責任免除に関する経過措置)当社は、取締役会の決議によって、平成15年3月決算期に関する定時株主総会終結前の会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正前の商法(以下「旧商法」という。)第266条第1項第5号の行為に関する取締役の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。 |
| 第2条(監査役の責任免除に関する経過措置)当社は、取締役会の決議を以て、平成15年3月決算期に関する定時株主総会終結前の監査役の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。 | 第2条(監査役の責任免除に関する経過措置)当社は、取締役会の決議によって、平成15年3月決算期に関する定時株主総会終結前の旧商法に基づく監査役の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。 |

以 上

このニュースリリースにおける将来予測に関する情報は、当社が現時点で合理的であると判断する一定の前提に基づいています。このため、実際の結果と大きく異なったり、予告なしに変更され、検索日と情報が異なる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。
